

国民健康保険税の税率

	医療分 (医療給付費分)	支援金分 (後期高齢者支援金等分)	*介護分 (介護納付金分)
所得割額の税率	8.0%	3.2%	2.3%
均等割額 (1人あたり)	17,500 円	6,800 円	9,600 円
平等割額 (1世帯あたり)	28,500 円	11,000 円	5,000 円
課税(賦課) 限度額	630,000 円	190,000 円	170,000 円

※ 介護分は、40 歳～64 歳の方に課税されます。

年金からの特別徴収
65 歳以上の世帯主の方で、年金からの特別徴収(天引き)での納付となる方は、納税通知書によるお知らせのみとなります(口座振替の方も同様です)。ただし、これまで年金からの特別徴収で納付していた場合であっても、今年度中に75 歳に到達するなどの事情により、納付書での納付(普通徴収)に変更となる場合もありますので、ご確認ください。

納税義務者は世帯主
国民健康保険は、子どもや高齢者など、収入のない、または少ない方も加入するため、世帯の代表である世帯主が納税義務者となります。
加入・離脱の届け出
社会保険などに加入しているのに納税通知書が届いた場合は、離脱の届け出が済んでいない可能性があります。国民健康保険の加入・離脱には、その都度手続きが必要となりますので、必ず届け出をお願いします。

減免制度 特別の事情による減免
次のような事情により国民健康保険税の納付が困難な場合は、申請により減免が認められることがあります。
申請期限は納期限の7 日前です。第1 期からの減免を希望する方は、7 月27 日(金) (納期限の7 日前である7 月24 日(金)が祝日のため翌開庁日)までに税務課へ申請してください。
なお、年金からの特別徴収で納付している方は、年金支給日の7 日前が申請期限となります。

① 天災その他の災害などにより大きな被害を受けたとき
② 収入・資産の状況が生活保護基準を下回るとき
③ 失業・疾病等により収入が大きく減少したとき

※新型コロナウイルス感染症の影響による減免については、6 ページをご覧ください。

7 月中旬

国民健康保険税 納税通知書を送付します

☎ 税務課 課税班
☎ 30-0213

納付書で納める方へ

○コンビニエンスストア・電子決済(PayPay・LINE Pay 請求書払い) で納付
納期限内であれば曜日や時間に関係なくコンビニエンスストア・電子決済で納付できます。

○ゆうちょ銀行・郵便局で納付
東北管内のゆうちょ銀行・郵便局の窓口で納付することができます。

○口座振替
各納期限日にご指定の口座から自動的に納付できます。希望される方は、ご利用になる金融機関で手続きをお願いします。

☎ 税務課 収納管理室 ☎ 30-0215

ご存知ですか？

福祉医療制度 (マル福)

福祉医療制度とは、国民健康保険や社会保険などで診療を受けた際の自己負担金を市と県で助成する制度です。現在、有効期限が7 月31 日の福祉医療費受給者証をお持ちの方で、8 月1 日以降も引き続き対象となる方には、7 月下旬に新しい受給者証を郵送します。8 月から新規に該当となる方や更新のために手続きが必要な方には、7 月初旬に案内を郵送しますので、忘れずに手続きをお願いします。
また、下表の対象者に新たに該当となる方が助成を受けるためには申請が必要です。手続きに必要なものを持参し、市民課国保医療班または各支所にて申請してください。

福祉医療制度の対象者

対象者	対象期間ほか	手続きに必要なもの
乳幼児、小・中学生、高校生世代	18 歳になった年の年度末まで (所得制限あり)	対象者の保険証、認め印、*父母の所得課税証明書
ひとり親家庭などの子ども		対象者の保険証、認め印、遺族年金証書または児童扶養手当証書、*父または母および扶養義務者の所得課税証明書
65 歳以上で身体障害者手帳4 級～6 級をお持ちの方	社会保険本人は対象外 (社会保険本人以外は所得制限あり)	対象者の保険証、認め印、身体障害者手帳または療育手帳A、*所得制限ありに該当する方は所得制限対象者の所得課税証明書
身体障害者手帳1 級～3 級または療育手帳A をお持ちの方	社会保険本人は所得制限あり (社会保険本人以外は所得制限なし)	

※他市区町村で税の申告をしている方のみご用意ください。

県外受診されときのマル福の手続きについて

秋田県外の医療機関で受診するときは、受給者証を使うことができませんので、一度病院や薬局などで医療費をお支払いください。後日、市民課国保医療班または各支所にて申請手続きを行うことで、福祉医療費助成金をご指定の口座に振り込みます。
なお、入院時の食事代など、助成の対象にならない費用もありますのであらかじめご了承ください。

申請に必要なもの

領収書や認め印、保険証、受給者証、通帳など振込先が確認できるもの

保険証が変わった時は届け出が必要です

受給者証をお持ちの方で、健康保険証が変更になった場合は届け出が必要です。社保から社保への変更であっても市民課国保医療班または各支所で手続きを行ってください。

☎ 市民課 国保医療班 ☎ 30-0222